

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京担当部会)

令和3年1月8日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900695号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(脱)第2000003号

第1 結論

昭和24年4月1日から昭和26年3月7日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和24年4月1日から昭和26年3月7日まで

年金記録を確認したところ、A社に勤務していた期間が脱退手当金を受給した記録になっていることを知った。

しかしながら、脱退手当金については何も聞いておらず、受け取ってもいないので、調査の上、請求期間の脱退手当金の支給記録を取り消して、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間(以下「厚年期間」という。)をその計算の基礎とするものであるところ、請求期間前の厚年期間(昭和23年4月20日から昭和24年4月1日までの期間。以下「対象外期間」という。)については、その計算の基礎とされていない。

しかしながら、請求者は対象外期間に係る事業所を退職した翌日に、A社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、請求者が対象外期間を失念して、脱退手当金を請求するとは考え難い。

また、A社の後継事業所であるB社から提出された請求者に係る人事記録によると、対象外期間に係る事業所名が記載されていることから、事業主が請求者の委任に基づき代理請求を行ったとしても、対象外期間を漏らして請求するとは考え難い上、対象外期間と請求期間である厚年期間は同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、脱退手当金の計算の基礎とされていない厚年期間が存在することは事務処理上不備である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000441号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2000046号

第1 結論

昭和50年*月から昭和53年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和50年*月から昭和53年3月まで

亡くなった父又は母が、昭和50年*月頃に私の国民年金の加入手続をA市役所で行い、私の学生期間の国民年金保険料を納付していた。請求期間が国民年金の未加入期間とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和50年*月頃に父親又は母親が、請求者に係る国民年金の加入手続をA市役所で行い、大学生であった請求期間の国民年金保険料を納付していた旨陳述している。

一方、大学生が国民年金の強制加入対象となったのは平成3年4月1日からであり、請求期間当時は、大学生は本人の申出により任意加入被保険者となることができるとされており、その申出日に被保険者資格を取得するものとされていた。

しかしながら、請求者に係る国民年金の加入手続は、請求者の国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」という。)前後の任意加入被保険者に係る資格取得日により、昭和54年5月頃に行われたと推認できることから、制度上、この時点では、請求期間は、遡って被保険者となることができない国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない。

また、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、別の国民年金番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、請求者は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続及び請求期間に係る保険料を納付したとする請求者の両親は既に亡くなっていることから、請求者に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する具体的な陳述が得られない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000443号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000114号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和37年10月から昭和40年1月頃まで

請求期間においてA社の店舗1階のB売り場で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿において請求期間に厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち39人に照会し、25人から回答があったところ、複数の者が請求者を記憶していることから、期間は特定できないものの、請求者が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社の事業主は、店舗は平成18年に閉店しており、請求期間当時の資料は保管していない旨陳述していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者の請求期間に係るA社の事業所別被保険者名簿において、整理番号に欠番はなく、請求者の氏名も見当たらない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。